

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	補欠入居者の決定		
根拠例規及び条項	多治見市営住宅管理条例（昭和 49 年条例第 13 号）第 9 条		
所 管 部 課 名	建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	①公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 25 条 ②公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 7 条	
	基 準	<p>補欠入居者の決定</p> <p>○市長は、明渡された住宅の補充入居を行うため、補充入居者を公募し、補充入居者を決定する。</p> <p>○補充入居者の入居期間は、当該年度の末日とする。</p> <p>○入居者の公募の方法・入居者の資格・入居者資格の特例・入居の申込み及び決定・入居者の選考については、通常の場合に準用する。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20～30 日程度（注：休日は含まない。）	
	内 訳	<p>経由機関 日（機関名 ）</p> <p>協議機関 日（機関名 ）</p> <p>処分機関 20～30 日</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			